令和４年度

社会教育主事講習開催要項

期間：令和４年７月２５日（月）～８月１９日（金）

実施機関：秋田県生涯学習センター

会　　場：秋田県生涯学習センター講堂他

目　　　　次

１．目　　的

　本講習は、社会教育法(昭和２４年法律第２０７号)第９条の５の規定及び社会教育主事講習等規程(昭和２６年文部省令第１２号。以下「規程」という。)に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するのに必要な専門的知識、技能を習得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

２．実施機関　　秋田県生涯学習センター

３．参 加 県　　青森県、岩手県、秋田県

４．講習期間　　令和４年７月２５日（月）から令和４年８月１９日(金)
ただし、７月２５日（月）から８月５日（金）はオンライン実施

５．会　　場

（オンライン講習）
青森県総合社会教育センター　（青森県青森市荒川字藤戸１１９－７）
岩手県立生涯学習推進センター（岩手県花巻市北湯口第２地割８２番１３）
秋田県地方総合庁舎　　　　　（秋田県秋田市山王四丁目１番２号）
（対面講習）
秋田県生涯学習センター　　　（秋田県秋田市山王中島町１番地１）

６．講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、教育方法、配当時間数及び担当講師予定者職・氏名

１～３ページ「表１　科目、内容・テーマ、講義担当者一覧」を参照のこと。

表１　科目、内容・テーマ、講義担当者一覧

科目名	単位	講義内容・テーマ	教育方法	配当時間	担当講師予定者の職・氏名	
生涯学習概　論	2	1 生涯学習の理念と施策				
		(1)生涯学習の意義	講義	1.5	東北学院大学教授	原　義彦
		(2)生涯教育・生涯学習の歴史的展開	講義	1.5	元秋田大学特別教授	古内　一樹
		(3)生涯学習・社会教育の法制度と行政	講義	1.5	秋田大学教授	佐藤　修司
		(4)生涯学習振興施策の動向	講義	1.5	文部科学省担当担当官	(調整中)
		2 北東北の生涯学習推進				
		(1)秋田県の生涯学習推進施策について	講義	1.5	秋田県教育庁生涯学習課	糸田　和樹
		(2)岩手県の生涯学習推進施策について	講義	1.5	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課	髙橋　省一
		(3)青森県の生涯学習推進施策について	講義	1.5	青森県教育庁生涯学習課	今　知義
		3 社会教育の意義と展開				
		(1)社会教育の意義	講義	1.5	東北学院大学教授	原　義彦
		(2)社会教育主事・指導者の職務と役割	講義	1.5	秋田県教育庁生涯学習課	佐々木　達也
		(3)社会教育施設と公民館の役割	講義	3	東北学院大学教授	原　義彦
		(4)図書館の役割について	講義	1.5	秋田県立図書館職員	成田　亮子
		(5)博物館の役割	講義	1.5	秋田県立博物館館長	小園　敦
		(6)青少年教育施設の役割	講義	1.5	秋田大学特別教授	栗林　守
		(7)生涯学習社会と学校教育	講義	1.5	秋田大学教授	鎌田　信
		(8)生涯学習社会と家庭教育	講義	1.5	秋田大学講師	保坂　和貴

科目名	単位	講義内容・テーマ	教育方法	配当時間	担当講師予定者の職・氏名	
生涯学習概論	2	4 生涯学習社会と家庭、学校、地域				
		(1)家庭、学校、地域の連携・協働と社会教育	講義	3	弘前大学講師	深作　拓郎
		(2)海外の教育・生涯学習（デンマーク）	講義	3	Brenderup Højskole インターナショナルコーディネーター／仙台大学客員研究員	髙橋　まゆみ
		計		30		

科目名	単位	講義内容・テーマ	教育方法	配当時間	担当講師予定者の職・氏名	
生涯学習支援論	2	1 学習支援に関する教育理論				
		(1)生涯発達からみた学習者の特性	講義	1.5	秋田大学教授	山名　裕子
		(2)インクルージョンと生涯学習支援	講義	1.5	秋田大学教授	藤井　慶博
		(3)多文化社会の共生と生涯学習支援	講義	1.5	秋田大学教授	三宅　良美
		2 効果的な学習支援方法				
		(1)学習者の理解とカウンセリングマインド	講義	1.5	秋田大学准教授	木村　久仁子
		(2)ＩＣＴ活用による生涯学習支援	講義	3	秋田大学准教授	細川　和仁
		(3)熟議による学習支援	演習	1.5	秋田県生涯学習センター	柏木　睦
		3 学習プログラムの編成				
		学習プログラムの設計と評価	講義	3	弘前大学准教授	越村　康英
		4 参加型学習の実際とファシリテーション技法				
		(1)参加型学習の意義	講義	1.5	秋田県生涯学習センター	皆川　雅仁
		(2)まちづくりのファシリテーション技術	講義 演習	6	秋田ファシリテーション事務所	平元　美沙緒
		(3)ＰＡ体験と理論の活用	演習	3	岩城少年自然の家	鈴木　智王
		(4)読書活動支援のファシリテーション技術	講義 演習	3	秋田大学非常勤講師	田丸　美穂
		(5)レクリエーション指導の技術	講義 演習	3	笑いヨガ認定ティーチャー	伊藤　晴美
		計		30		

科目名	単位	講義内容・テーマ	教育方法	配当時間	担当講師予定者の職・氏名
社会教育経営論	2	1 社会教育行政と地域活性化			
		(1)社会教育行政と地域づくりマネジメント	講義	3	秋田大学教授　臼木　智昭
		(2)社会教育とまちづくり	講義	3	秋田大学教授　石沢　真貴
		(3)ＮＰＯ・市民活動のマネジメント	講義	1.5	ＮＰＯ法人あきたパートナーシップ理事長　畠山　順子
		2 社会教育行政の経営戦略			
		(1)社会教育計画の策定と評価	講義	3	東北学院大学教授　原　義彦
		(2)社会教育計画の実際（事例分析）	講義	1.5	秋田市教育委員会生涯学習室副参事　山田　誠
		3 学習課題の把握と広報戦略			
		(1)社会教育調査の理論と方法	講義	3	秋田大学准教授　鈴木　翔
		(2)社会教育によるシティプロモーション	講義	1.5	秋田大学准教授　益満　環
		4 社会教育における地域人材の育成			
		(1)地域課題解決に取り組む地域人材の育成	講義	1.5	秋田大学准教授　佐々木　久長
		(2)地域におけるシティズンシップ教育	講義	1.5	秋田大学講師　加納　隆徳
		5 学習成果の評価と活用の実際			
		学習成果の評価と活用	講義	1.5	秋田県生涯学習センター　長谷川　工
		6 社会教育を推進する地域ネットワークの形成			
		(1)学校、家庭、地域の連携・協働と地域の活性化	講義	3	秋田大学非常勤講師　沢屋　隆世
		(2)学校、家庭、地域の連携による地域食育推進	講義	1.5	秋田大学准教授　瀬尾　知子
		7 社会教育施設の経営			
		(1)地域スポーツ行政・施設の経営戦略	講義	1.5	秋田大学准教授　伊藤　恵造
		(2)秋田大学鉱業博物館の経営	講義	1.5	秋田大学講師　西川　治
		(3)地域防災と社会教育	講義	1.5	秋田大学特別教授　林　信太郎
		計		30	

科目名	単位数	講義内容・テーマ	教育方法	配当時間	担当講師予定者の職・氏名
社会教育演習	2	地域社会における人権・ＳＤＧｓに関する課題分析と事業計画の立案	演習	30	秋田大学教授　佐藤　修司 秋田県教育庁生涯学習課　(調整中)
		地域社会における子どもの学びと活動に関する課題分析と事業計画の立案			秋田大学准教授　鈴木　翔 秋田県教育庁生涯学習課　(調整中)
		地域社会におけるＩＣＴ活用に関する課題分析と事業計画の立案			秋田大学准教授　細川　和仁 秋田県教育庁生涯学習課　(調整中)
		計		30	

７．受講資格及び受講者数

社会教育主事講習等規程第２条に該当する者　　　約５０名

【社会教育主事講習等規程（第２条）】

第２条　講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一　大学に２年以上在学して６２単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和２６年法律第１７号。以下「改正法」という。)附則第２項の規定に該当する者
二　教育職員の普通免許状を有する者
三　２年以上法第９条の４第１号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者（注１）
四　４年以上法第９条の４第２号に規定する職にあった者（注２）
五　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

注１　２年以上法第９条の４第１号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者

イ　社会教育主事補
ロ　官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職 １．文部科学省、独立行政法人国立青少年教育振興機構等において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職 ２．地方公共団体の教育委員会において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職 ３．学校教育法第１条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職 ４．社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職 ５．図書館法第４条に規定する司書の職 ６．博物館法第４条第４項に規定する学芸員の職 ７．社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であって、文部科学大臣が一の１から一の３に掲げる職に相当すると認めた職 ８．その他文部科学大臣が一の１から一の７までに規定する職と同等以上と認めた職

ハ　官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するもの

１．独立行政法人国立青少年教育振興機構等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

２．地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

３．大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

４．社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

５．社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

６．独立行政法人国際協力機構法第１３条第１項第３号に規定する国民等の協力活動

７．その他文部科学大臣がハの１からハの６までに規定する業務と同等以上と認めた業務

注２　４年以上法第９条の４第２号に規定する職にあった者

１．校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員などの常時勤務する者の職

２．学校教育法第１２４条に規定する専修学校の校長及び教員の職

３．少年院法第１条に規定する少年院又は児童福祉法第４４条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職

４．その他文部科学大臣がこの欄の１から３までに規定する職と同等以上と認めた職

８．受講申込みの方法

（１）　受講希望者は、次の書類を勤務先又は居住地の教育委員会社会教育主管課へ、令和４年６月１６日（木）までに必着するよう提出すること。

１）受講申込書（別紙１）

２）受講資格を証明する関係書類「次のいずれか１種類の証明書」

受講資格	必要書類
第２条第１号	大学、短期大学、高等専門学校の卒業（修了）証明書又は卒業証書の写
第２条第２号	教育職員免許状（写）又は教育職員免許状授与証明書
第２条第３号、第４号、第５号	①２年以上第２条第３号の社会教育に従事した職員・委員に該当 → 勤務証明書（別紙２） ②２年以上第２条第３号の社会教育関係団体において社会教育に係る諸活動の機会の提供に従事する者 → 教育委員会による経歴証明書（別紙３） ③社会教育関係団体役員と公民館主事等の社会教育職員の期間を合算して２年以上とする場合 → 勤務証明書（別紙２）と経歴証明書（別紙３）の両方 ④４年以上第２条第４号の職に該当 →勤務証明書（別紙２）

３）「社会教育演習」希望調べ（別紙４）

4）オンライン科目受講会場調べ（別紙５）

5）レターパックライト（受講許可書、実施要項等送付用）１通
　※住所、氏名を記入しておくこと。

（２）　各県の教育委員会は、提出された受講申込書について受講資格を十分調査の上、受講資格者の提出書類を一括して、受講申込名簿を添えて指定の期日までに下記へ送付すること。

〒010-8580　秋田市山王三丁目１－１
　　　　　　秋田県教育庁生涯学習課内　社会教育主事講習係宛

９．受講者の決定・通知

（１）　受講者の決定は、社会教育主事講習運営委員会で協議の上、秋田県生涯学習センター所長が行う。

（２）　受講許可者には、受講許可書を発送するとともに、各県の教育委員会に許可者名を通知する。

10．既修の科目・単位又は学修の取扱いについて

規程第７条第２項の規定に該当する科目は、「生涯学習概論」に相当する科目（２単位）とする。平成９年度以降に大学を卒業した者に限り、本人の申請に基づき、運営委員会で審査の上、単位取得を認める。これらの科目の単位を取得した者又は規程第７条第３項に規定する学修をした者の本講習の受講方法については、事前に主任講師から本人に連絡する。

なお、認定を希望する者は、単位修得認定申請書（別紙６）に、規程第７条第２項に該当する場合にあっては講習等名、受講科目、単位数及び受講機関等の内容を記載した証明書１通を添付して、受講申込書と同時に提出のこと。

【社会教育主事講習等規程（第7条）】

第７条　単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。
２　講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第３条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもって同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。
３　講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第３条に規定する科目の履修に相当するものを行っている場合には、当該学修を該当科目の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

11．社会教育主事講習等規程の改定に伴う「社会教育士」称号について

（１）新たに社会教育主事講習を受講する人

本講習の修了証書を授与された者は、「社会教育士」と称することができる。

（２）旧講習・旧課程で全ての科目を習得した人

本講習では、次の条件を満たした場合に限り、「旧講習・旧課程で全ての科目を修得した者」への移行措置として、「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の受講を認めることとし、習得すれば「社会教育士」と称することができる。

① 本講習の趣旨から、社会教育主事の資格未取得者を優先的に受け入れ、会場定員等に余裕がある場合にのみ、分割受講者を受け入れる。

② 本講習で移行措置の一環として分割受講する際には、原則として「社会教育演習」を履修してもらうことをお願いする。演習に参加する場合には、通常の受講者と同様に、最終的には報告書作成まで関わることとする。

③ 移行措置としての分割受講については様々なケースが想定され、また受講者の背景や状況も多様であることから、上記①と②の形態の受講が難しい場合には、受講者の背景や状況を十分に考慮し、個別かつ柔軟に対応する。

12．受講者の集合（受付）・開講式日時

（１）受付日時：令和４年７月２５日（月）午前９時３０分～
（２）開 講 式：令和４年７月２５日（月）午前９時４５分　オンライン開催
（開講式終了後にオリエンテーションを行う。）

13. 受講に要する経費

受講料は「無料」とする。

なお、受講に伴う旅費、宿泊費、参考図書代等は受講者の負担とする。

14. 講習についての問合せ

本講習に関する問合せは、次の各県教育委員会（教育庁）または実施機関の担当者へ。

※講習の申し込みは、次の教育委員会社会教育主管課へ。

（詳しくは、Ｐ６ 「８．受講申込みの方法」を参照すること）

青森県	青森県教育庁　生涯学習課　企画振興グループ 社会教育主事　北澤　茂 〒０３０－８５４０　青森市長島一丁目１－１ ＴＥＬ：０１７－７３４－９８８８　ＦＡＸ：０１７－７３４－８２７２ メールアドレス： yutaka_kitazawa@pref.aomori.lg.jp
岩手県	岩手県教育委員会事務局　生涯学習文化財課 主任社会教育主事　髙橋　省一 〒０２０－８５７０　盛岡市内丸１０－１ ＴＥＬ：０１９－６２９－６１７６　ＦＡＸ：０１９－６２９－６１７９ メールアドレス： shouichi-takahashi@pref.iwate.jp shouichi-takahashi@pref.iwate.lg.jp
秋田県	秋田県教育庁　生涯学習課　社会教育・読書推進班 社会教育主事　長崎　雪子 〒０１０－８５８０　秋田市山王三丁目１－１ ＴＥＬ：０１８－８６０－５１８４　ＦＡＸ：０１８－８６０－５８１６ メールアドレス：nagasaki-yukiko@pref.akita.lg.jp
実施機関 秋田県 生涯学習 センター	事務局　（秋田県教育庁生涯学習課内　社会教育主事講習係） 社会教育主事　田口　圭 社会教育主事　進藤　尊信 〒０１０－８５８０　秋田市山王三丁目１－１ ＴＥＬ：０１８－８６０－５１８２　ＦＡＸ：０１８－８６０－５８１６ メールアドレス： Taguchi-Kei@pref.akita.lg.jp　Shindo-Takanobu@pref.akita.lg.jp

※個人情報の取り扱いについて

受講申込書等に記載された受講申込者の住所、氏名その他の個人情報は、本講習に付随する業務を行うために利用するものとし、その他の目的には利用しません。

15. 令和４年度社会教育主事講習日程表

【期間：令和４年７月２５日（月）～８月１９日（金）場所：秋田県生涯学習センター　他】

会場	月日	8:50～10:20	10:30～12:00	12:50～14:20	14:30～16:00	16:10～17:40
オンライン（各県サテライト会場・勤務先・自宅）	7月25日 （月）		生涯学習概論１ 「生涯学習の意義」 原　義彦	生涯学習概論２ 「社会教育の意義」 原　義彦	生涯学習概論３ 「生涯教育・生涯学習の歴史的展開」 古内　一樹	生涯学習概論４ 「生涯学習・社会教育の法制度と行政」 佐藤　修司
	7月26日 （火）	生涯学習概論５ 「生涯学習振興施策の動向」 文部科学省担当官	生涯学習概論６ 「秋田県の生涯学習推進施策について」 糸田　和樹	生涯学習概論７ 「岩手県の生涯学習推進施策について」 髙橋　省一	生涯学習概論８ 「青森県の生涯学習推進施策について」 今　知義	生涯学習概論９ 「社会教育主事・指導者の職務と役割」 佐々木　達也
	7月27日 （水）	生涯学習概論１０・１１ 「社会教育施設と公民館の役割」 原　義彦		生涯学習概論１２・１３ 「家庭、学校、地域の連携・協働と社会教育」深作　拓郎		生涯学習概論１４ 「生涯学習社会と学校教育」鎌田　信
	7月28日 （木）	生涯学習概論１５ 「青少年教育施設の役割」栗林　守	生涯学習概論１６ 「図書館の役割について」成田　亮子	生涯学習概論１７ 「生涯学習社会と家庭教育」保坂　和貴	生涯学習概論１８・１９ 「海外の教育・生涯学習（デンマーク）」 髙橋　まゆみ	
	7月29日 （金）	生涯学習概論２０ 「博物館の役割」 小園　敦	社会教育経営論１・２ 「社会教育行政と地域づくりマネジメント」臼木　智昭		社会教育経営論３ 「社会教育によるシティプロモーション」益満　環	社会教育経営論４ 「NPO・市民活動のマネジメント」 畠山　順子
	8月1日 （月）	社会教育経営論５・６ 「社会教育計画の策定と評価」 原　義彦		社会教育経営論７ 「社会教育計画の実際（事例分析）」 山田　誠	社会教育経営論８・９ 「社会教育とまちづくり」 石沢　真貴	
	8月2日 （火）	社会教育経営論１０ 「地域課題解決に取り組む地域人材の育成」佐々木　久長	社会教育経営論１１ 「地域におけるシティズンシップ教育」 加納　隆徳	社会教育経営論１２ 「学習成果の評価と活用」長谷川　工	社会教育経営論１３・１４ 「社会教育調査の理論と方法」 鈴木　翔	

<table>
<tr><th>会場</th><th>月日</th><th>8:50～10:20</th><th>10:30～12:00</th><th>12:50～14:20</th><th>14:30～16:00</th><th>16:10～17:40</th></tr>
<tr><td rowspan="6">オンライン（各県サテライト会場・勤務先・自宅）</td><td rowspan="2">8月3日
（水）</td><td colspan="2">社会教育経営論１５・１６</td><td>社会教育経営論１７</td><td>社会教育経営論１８</td><td>社会教育経営論１９</td></tr>
<tr><td colspan="2">「学校、家庭、地域の連携・協働と地域の活性化」沢屋　隆世</td><td>「地域スポーツ行政・施設の経営戦略」伊藤　恵造</td><td>「秋田大学鉱業博物館の経営」西川　治</td><td>「学校、家庭、地域の連携による地域食育推進」瀬尾　知子</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8月4日
（木）</td><td>社会教育経営論２０</td><td>生涯学習支援論１</td><td>生涯学習支援論２</td><td colspan="2">生涯学習支援論３・４</td></tr>
<tr><td>「地域防災と社会教育」林　信太郎</td><td>「学習者の理解とカウンセリングマインド」木村　久仁子</td><td>「生涯発達からみた学習者の特性」山名　裕子</td><td colspan="2">「ICT活用による生涯学習支援」細川　和仁</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8月5日
（金）</td><td colspan="2">生涯学習支援論５・６</td><td>生涯学習支援論７</td><td>生涯学習支援論８</td><td>生涯学習支援論９</td></tr>
<tr><td colspan="2">「学習プログラムの設計と評価」越村　康英</td><td>「インクルージョンと生涯学習支援」藤井　慶博</td><td>「多文化社会の共生と生涯学習支援」三宅　良美</td><td>「参加型学習の意義」皆川　雅仁</td></tr>
<tr><td rowspan="6">秋田県生涯学習センター</td><td rowspan="2">8月8日
（月）</td><td></td><td colspan="4">生涯学習支援論１０・１１・１２・１３</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">「まちづくりのファシリテーション技術」平元　美沙緒</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8月9日
（火）</td><td colspan="2">生涯学習支援論１４・１５</td><td colspan="3">社会教育演習１・２・３</td></tr>
<tr><td colspan="2">「PA体験と理論の活用」鈴木　智王</td><td colspan="3">指導講師と課題分析の方法や事業計画立案の方向性等についての検討等　（大学教員・秋田県社会教育主事）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8月10日
（水）</td><td>生涯学習支援論１６</td><td colspan="3">社会教育演習４・５・６</td><td></td></tr>
<tr><td>「熟議による学習支援」柏木　睦</td><td colspan="3">各地域の実態調査と分析 及び 事業計画の立案　等
（秋田県社会教育主事）</td><td></td></tr>
</table>

会場	月日	8:50～10:20	10:30～12:00	12:50～14:20	14:30～16:00	16:10～17:40
秋田県生涯学習センター	8月16日（火）		生涯学習支援論１７・１８ 「読書活動支援のファシリテーション技術」 田丸　美穂		社会教育演習７・８ 各地域の実態調査と分析及 事業計画の立案等（秋田県社会教育主事）	
	8月17日（水）	生涯学習支援論１９・２０ 「レクリエーション指導の技術」 伊藤　晴美		社会教育演習９・１０・１１ 中間発表及び指導講師や他グループとの意見交換　等 （大学教員・秋田県社会教育主事）		
	8月18日（木）	社会教育演習１２・１３・１４・１５・１６ 事業計画の修正とまとめ及びプレゼンテーションの打合せ・データの確認　等（秋田県社会教育主事）				
	8月19日（金）	社会教育演習１７・１８ 最終調整とプレゼンテーションの練習　等 （秋田県社会教育主事）		社会教育演習１９・２０ 最終発表（グループ毎のプレゼンテーション）と討議 （大学教員・秋田県社会教育主事）		閉講式

（別紙１）

令和４年度社会教育主事講習受講申込書

令和　　年　　月　　日

秋田県生涯学習センター所長　宛

氏　名：

令和４年度社会教育主事講習を受講したいので受講資格を証明する関係書類を添えて次により申込みます。

ﾌﾘｶﾞﾅ 氏　名		生年月日	昭 和 平 成　　年　　月　　日	年齢　　歳
現 住 所	（〒　　－　　） 連絡先（℡　　－　　－　　）/緊急連絡先（℡　　－　　－　　） （E-mail：　　）			

所 属 先				
	名　称	（勤務先：　　）		
	職　名		常勤・非常勤の別	
	所在地	（〒　　－　　）		
	連絡先	TEL		FAX
		E-mail		

受講希望科目 ※受講希望欄に ○印をすること	科　目	単位	受講希望欄
	生涯学習概論	2	
	社会教育経営論	2	
	生涯学習支援論	2	
	社会教育演習	2	

単位修得の認定を受けた科目及び単位		単位修得の認定を希望する科目及び単位	

受講資格	社会教育主事講習等規程第２条の　　号に該当
最終学歴	
職　　歴 （資格関係分）	自　年　月～至　年　月（　年　カ月）
	自　年　月～至　年　月（　年　カ月）
	自　年　月～至　年　月（　年　カ月）
	自　年　月～至　年　月（　年　カ月）
	自　年　月～至　年　月（　年　カ月）

※勤務先は所属先と異なる場合に記入してください。例：(株)○○会社(勤務先:○○図書館)

（別紙２）

勤　務　証　明　書

氏　　名：

生年月日：　昭和／平成　　　　年　　月　　日

上記の者は本　　　　　　　　　　　　に次のとおり勤務していたことを証明する。

期　　　　間	職　　名	職　務　内　容
自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日（　年　カ月）		
自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日（　年　カ月）		
自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日（　年　カ月）		

令和　　年　　月　　日

所属長氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

注意

１．職名の欄には、発令されたとおりの職名を記入すること。

２．職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。

３．この証明書は、規程第２条の第３、第４、第５号該当者のみ添付すること。

（別紙３）

経　歴　証　明　書

住　　所：

氏　　名：

上記の者は、社会教育団体の役員として、次のとおり在任していたことを証明する。

期　　　　間	職　　名	職　務　内　容
自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日（　年　カ月）		
自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日（　年　カ月）		
自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日（　年　カ月）		

令和　　年　　月　　日

証明者氏名　　　　　　　　　　　㊞

注意

１．職名の欄には、発令されたとおりの職名を記入すること。

２．職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。

３．この証明書は、規程第２条の第３、第５号該当者のみ添付すること。

（別紙４）

「社会教育演習」希望調べ

氏　　　　名	勤　　務　　先

社会教育演習は、次の３つのテーマに分けて行います。あなたが希望する演習テーマを第１希望から第３希望まで選択し、各テーマの□欄に１、２、３と希望順位を記入し、社会教育主事講習申込書と一緒に提出してください。

社会教育演習グループ編成は、受講者の希望を考慮の上、人数等を勘案して決定します。

記

□　１．地域社会における人権・ＳＤＧｓに関する課題分析と事業計画の立案

担当講師：秋田大学教育文化学部　教授　佐藤　修司

秋田県教育庁生涯学習課　社会教育主事

□　２．地域社会における子どもの学びと活動に関する課題分析と事業計画の立案

担当講師：秋田大学教育文化学部　准教授　鈴木　翔

秋田県教育庁生涯学習課　社会教育主事

□　３．地域社会におけるＩＣＴ活用に関する課題分析と事業計画の立案

担当講師：秋田大学教育文化学部　准教授　細川　和仁

秋田県教育庁生涯学習課　社会教育主事

（別紙５）

オンライン科目受講会場調べ

氏　　　　名	勤　　務　　先

７月２５日から８月５日に開講する「生涯学習概論」「社会教育経営論」「生涯学習支援論（一部）」は、オンライン対応で行います。

あなたが希望する受講会場を第１希望と第２希望まで選択し、□欄に１、２と希望順位を記入し、社会教育主事講習申込書と一緒に提出してください。

記

□ １．青森会場
青森県青森市荒川字藤戸１１９－７　青森県総合社会教育センター

□ ２．秋田会場
秋田県秋田市山王四丁目１番２号　秋田地方総合庁舎

□ ３．岩手会場
岩手県花巻市北湯口第２地割８２番１３　岩手県立生涯学習推進センター

□ ４．勤務地もしくは居住地
ただし、受講に必要なシステムの設定は各自の責任で行ってください。
また、講義資料等はメールで受領し、各自で印刷・準備してください。

（別紙６）

社会教育主事講習単位修得認定申請書

令和　　年　　月　　日

秋田県生涯学習センター所長　宛

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

次の表第４欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請します。

1 フリガナ 氏　　名		生年月日	昭和 　　　年　　月　　日 平成
2 住　　所	〒		
3 認定を希望する科目及び単位数			
4 申請事由及び適用条件			
5 備　　考			

注意　氏名の記載については、自署又は記名の上押印すること。